

平成28年度 みやこ町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1、趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2、適用範囲

この方針はみやこ町の町機関（出先機関を含む）に適用する。

3、調達の対象となる施設

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の施設
- ① 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ② 就労移行支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所

4、調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

- (1) 物品
事務用品、日用品、記念品・贈答品、食料品・飲料、野菜、生活雑貨等
- (2) 役務
印刷、清掃、施設管理、除草作業、資源回収・分別、仕分け・発送等

5、調達目標

本町の平成28年度調達目標は、4に定める物品等について、前年度実績を上回ることを目標として、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

(平成27年度調達実績)

区分	金額	調達内容
物品	197,810円	食料品・記念品
役務	774,120円	清掃業務
合計	971,930円	

6、調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、調達に必要な情報を収集し、これらの情報をもとに各組織に対し情報提供を行うものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、イベント等での啓発用物品や記念品、軽食（弁当）の活用など発注可能な物品等を各部署において十分検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障害者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、町内に所在する施設を優先させるものとする。

7、調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。
- (3) 調達方針の推進にあたっては、町内中小企業やシルバー人材センター等に十分配慮する。

8、本方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、介護福祉課福祉係とする。

附 則

本方針は、平成28年4月1日から施行する。